

審査員規定の一部改訂について

第6章 審査員長

(審査員長の権限及び義務)

第23条 本法人が主催又は公認する全ての競技会に、審査員長を置かなければならない。

2 審査員長は、担当する競技の全てに責任を負う。

3 全ての競技会は、審査員長の指示により開始及び中断又は中止することが出来る。

4 審査員長は、審査員会議において各ラウンドのヒート数、アップ数、及び当日の進行予定時間を記した競技進行予定表の最終決定を行わなければならない。

5 審査員長が競技中に行う判断は次の通りとする。

① 特別な場合を除き、1度に過半数以上の選手を落選させてはならない。

② 各ラウンドに於いて同点が出た場合は、通過の決定戦を行うか通過者を増やすかは、審査員長が決定する。

③ 準決勝に於いて、同点者が出た場合は順位決定戦を行うかについて、または状況によりヒートを分けて競技を行うかについても、審査員長が決定する。

④ 決勝戦に於いて同点者が出た場合は、順位決定戦を行うか順位を配分するかは、審査員長が決定する。

6 競技会の当日に公認審査員に欠員が出た場合は、審査部と審査員長の協議により処置を決定する。

7 審査員長は、担当する競技会の順位が確定するまでは、審査員を解散させてはならない。そして、審査員長は担当する競技会の表彰式が恙なく終了する事を見届けなければならない。

審査員規定施行細則の一部改訂について

審査員規定施行細則

(審査員研修)

第12条 本法人の公認審査員となるべき者は、連盟及び本法人審査員規定を遵守して、研修を通じ将来にわたり高潔な人格と審査能力を備えた審査員を育成するために、実施することを目的とする。

2 内容と留意点

①研修を受ける者は、指定された競技会当日、指定された場所で審査を行い、その審査票を審査部へ提出する。

②審査票の記入方法については、競技会開始前に、審査部より説明する。

イ、予選から準決勝において、次のラウンドに進むべき組数を正確に選び過不足が無いように十分に留意する

ロ、決勝は順位をつけるものとし、同順位をあたえないように十分に留意する。

3 審査研修にあたっては公明、厳正な採点を行い且つ誤審の無いように十分に留意が必要である。

4 研修者は、担当する競技会の順位が確定し、審査部の解散指示が有るまでは、その場から離れないように留意する。

5 研修者は、競技会中において出場選手と無用なコンタクトをしてはならない。

6 研修者は、競技会中において研修者同士会話を交わすことをしてはならない。

7 服装等

①研修者は、服装について注意を払うことが肝要である。ジーンズ、ジャンパー等は避けること。

②男子は、セミフォーマル、スーツ着用とする。

③女性は、セミフォーマル、ワンピース着用とする。

8 その他

①事前に審査員規定及び審査員研修規定を熟読し研修に臨むこと。

②競技終了後に反省会を行い、審査部の指示を受け解散する。